

産業廃棄物の処理施設の構造に関する基準 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1 趣 旨 略</p> <p>第2 定義 略</p> <p>第3 施設設計等 略</p> <p>第4 積替保管施設の構造基準 略</p> <p>第5 中間処理施設及び再生利用施設の構造基準 1～4 略</p> <p>5 廃棄物保管施設 (1)～(7) 略 (8) 保管施設の規模は次によること。 ア 保管施設の規模は、当該廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量未満とすること。 <u>ただし、廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者（政令第6条の11第2号に掲げる者）が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、2.8を乗じて得られる数量未満とすること。</u></p> <p>6～12 略</p> <p>第6 最終処分場の構造基準 略</p> <p>附則（平成17年3月30日） 略</p> <p>附則（平成20年3月31日） 略</p>	<p>第1 趣 旨 略</p> <p>第2 定義 略</p> <p>第3 施設設計等 略</p> <p>第4 積替保管施設の構造基準 略</p> <p>第5 中間処理施設及び再生利用施設の構造基準 1～4 略</p> <p>5 廃棄物保管施設 (1)～(7) 略 (8) 保管施設の規模は次によること。 ア 保管施設の規模は、当該廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量未満とすること。</p> <p>6～12 略</p> <p>第6 最終処分場の構造基準 略</p> <p>附則（平成17年3月30日） 略</p> <p>附則（平成20年3月31日） 略</p>

附則（平成25年3月29日）

略

附則（平成28年3月25日）

略

附則（令和元年9月4日）

（施行期日）

1 この改正は、令和元年9月4日から施行する。

附則（平成25年3月29日）

略

附則（平成28年3月25日）

略